# Ⅳ 統計豆辞典

**「外形標準課税」について**

外形標準課税とは、企業が稼ぎ出す利益（法人所得）ではなく、資本金や支払賃金といった企業活動の規模(外形部分）を課税対象とする方式で、今年度より法人事業税の一部として導入されました。

企業の外形部分は法人所得と異なり景気に左右されることが少ないので、今や全企業の７割に達するいわゆる赤字企業に対しても課税することが可能となり、税の公平性を確保するとともに税収の安定性が期待できるようになります。

しかし、この新方式を全ての企業に導入することは税負担の増大に繋がるとの経済界の反発が大きかったため、対象企業を限定し、従来の所得課税と外形部分（付加価値・資本）に分割して課税する二段課税が導入されることとなり、制度改正の目的である「税の公平性」「安定化の確保」がどこまで達成されることになるのか疑問視する声も出てきています。